

平成27年度

町県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料申告受付について

◆問い合わせ◆ 税務課 電 893-1118 / 吾北総合支所住民福祉課 電 867-2300 / 本川総合支所住民福祉課 電 869-2112

平成26年中(平成26年1月1日から12月31日)の所得の申告受付が始まります。

この申告は、平成27年度の町県民税の課税や、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定の基礎、又は所得課税証明などの資料となる大切なものです。申告をしなかった場合は、各種控除が認められず、ご本人に不利なことになりますので、申告書は受付期間内に提出してください。

申告が必要な方

1月1日現在の町の町に在住している方で下記に該当する方は、(①②の場合は収入の有無に関わらず)申告してください。

- ①国民健康保険の加入者及びその世帯の世帯主、後期高齢者医療保険の加入者、介護保険被保険者又は介護保険のサービスを受けられる方
- ②所得課税証明の必要な方
- ③公的年金等以外の所得を有しないため所得税の確定申告は必要ないが、医療費控除・社会保険料控除・寄附金税額控除などを受けられる方

次に該当する方は申告の必要はありません

- ①所得税の確定申告をされる方
- ②給与収入のみの方で、給与の支払者が年末調整済の「給与支払報告書」を、いの町長に提出されている方

申告受付期間

2月12日(木)から3月16日(月)まで(土・日曜日を除く。)

申告受付

昨年に引き続き、本庁での申告受付は庁舎建て替え工事に伴い『すこやかセンター伊野』で行います。出張申告の日程表につきましては、例年どおり申告書に同封します。

なお、申告書は郵送しますが、申告の必要な方でお手元に届いていない方は税務課、各総合支所住民福祉課、出張所に備え付けていますのでご利用ください。

申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②所得の算出の基礎となる書類、帳簿、領収書、源泉徴収票
- ③国民年金・国民年金基金・小規模企業共済等掛金・生命保険・地震保険の控除証明書、医療費などの領収書又は証明書

郵送申告について

「申告の手引き」を参考に申告書を作成し、必要書類を添付して返信用封筒(切手貼付不要)で郵送してください。

なお郵送の際には次の点にご注意ください。

- ①氏名・電話番号は必ず記入してください。
- ②給与収入、年金収入のある方は必ず源泉徴収票を添付してください。
- ③各種控除を受ける方は領収書や証明書を必ず添付してください。
※国民年金、国民年金基金の控除を受けられる方は、控除証明書の添付が必要です。
※寄附金税額控除を受ける方は、領収書又は証明書を必ず添付してください。

注意事項

- ①領収書、証明書の提出がない場合は、各種控除が受けられません。
- ②申告は個人単位です。同一世帯内に2人以上の申告義務者がいる場合、それぞれ申告をしなければなりません。